

戸籍証明等交付請求書（郵便請求用）

記入例

（あて先）八尾市長

令和 ○年 5月 5日

請求者	郵便番号	〒581-0003	住所	大阪府八尾市本町1-1-1 YAO CITY 1010号		
	氏名	八尾市 花子		生年月日	明・大・昭・平 50年 11月 1日	
	筆頭者との続柄	本人(夫婦)・子・父母・孫・祖父母・代理人[要委任状]・第三者[要疎明資料]・その他[要資料]				
	請求者の電話番号	(072) 924-8549			自宅・携帯電話・勤務先	

※請求内容の確認を行うことがありますので、必ず日中連絡のつく電話番号を記入してください。

下記のとおり請求します。

本籍地	大阪府八尾市 本町1丁目1番地					
筆頭者氏名	八尾市 太郎		筆頭者の生年月日	明・大・昭・平 55年 12月 2日		
必要なもの ・必要な証明書にチェックし、必要通数を記入してください。 ・抄本が必要な場合は、必要な方の氏名・生年月日も記入してください。	戸籍証明書及び手数料		必要な方の生年月日	明・大・昭・平 50年 11月 1日		
	■現在戸籍 (450円) [現在の戸籍]	全部事項証明		個人事項証明(必要な方の氏名)		
		謄本	1通	抄本		通
	□除籍 (750円) [在籍者全員が除籍された戸籍]	謄本	通	抄本		通
		□平成 [平成17年10月8日改製] 改製原戸籍(750円)	謄本	通	抄本	
	□昭和 [昭和30年代半ばに改製]					
	■現在附票 (300円) [平成17年10月8日からの住所履歴]	謄本	通	抄本	八尾市 花子	1通
		■平成改製原附票 (300円) [平成17年10月7日までの住所履歴]	謄本	通	抄本	八尾市 花子
	□除かれた附票 (300円) [全員が除籍された戸籍の附票]		謄本	通	抄本	
		(八尾市では除かれた附票を平成7年1月1日以降除籍分より保管しています)				
その他証明書名称及び手数料		(※その他証明書を請求の際は必要な方の氏名を記入)				
□独身証明書 (300円)	「民法第732条に抵触しない事」の証明(結婚相談所用)				通	
■身分証明書 (600円)	禁治産等の宣告・後見の登記・破産宣告の通知を受けていない証明			八尾市 花子	1通	
□身分証明書[教員用] (300円)	禁治産等の宣告・後見の登記の通知を受けていない証明のみ				通	
使用目的	車の登録、建設許可の申請等		提出先	陸運局、大阪府		
必要な事項	附票は、平成15年(八尾市東本町の住所)頃から現在までの住所の履歴が必要です。 ※指定が無い場合は空欄で構いません					
同封手数料	為替(1650円)	返信封筒	切手(374円)	速達・特定記録・簡易書留		
届出の有無	※最近1ヶ月以内に他市区町村に戸籍の届出をされている場合は、下記にその旨を記入してください。 令和元 年 5月 1日届出 届出内容(婚姻)届 届出地(〇〇市・区・町・村)					

(市役所使用欄)

【注意事項】※必ず下記をお読みください※

- ◎手数料分の定額小為替(郵便局にて販売しています)を同封してください。
- ◎おつりが発生する場合は、差額を定額小為替にて返送させていただきます。
- ◎請求者の本人確認できる書類(免許証等)の写し(コピー)を同封してください。
- ◎返信用封筒は必ず宛名を記入の上同封してください。速達、特定記録、簡易書留を希望される場合は、種別を明記して必要分の切手を追加して貼ってください。
- ◎請求できるのは原則戸籍に記載されている本人です。やむを得ない事情で代理人の方が請求される場合は、本人又はその戸籍に記載されている方からの委任状が必要です。
- ◎自己の権利の行使又は義務の履行として第三者の戸籍証明を請求する場合、疎明資料(法人等の場合は所属の確認ができる書類を併せて)を同封してください。
- ◎戸籍のさかのぼり(原戸籍や除籍など)を請求される方は、請求者との続柄がわかる書類(請求者自身の戸籍等の写し)を同封してください。(直系親族の方のみ請求できます)

偽りその他不正な手段で証明書の交付を受けた場合、30万円以下の罰金が科せられます。

No.	
日付	
手数料	市役所で使用する欄になりますので、何も記入をしないで下さい。
切手	